

### 加入しませんか？ 交通災害共済 | 本日から受け付けます

交通災害共済は、みなさんに加入していただき会費を出し合って被害者を救済する相互扶助の制度です。現在加入している方も8月31日(金)で共済期間が終了します。手続きをお願いします。

- 加入できる方** 9月1日に市内に住民登録している方とその扶養者
  - 共済期間** 9月1日～平成25年8月31日まで **年会費** 1人700円
  - 対象となる事故** 車両(自動車・オートバイ・自転車など)の交通による事故、電車による事故など(いずれも事故証明が得られる人身事故)
  - 共済見舞金** 死亡…150万円、傷害…2万円～50万円、身体障害者(1級または2級障害)…傷害見舞金のほかに50万円、交通遺児…遺児1人につき10万円
  - 申込方法** 年会費を持参し、市民安全課(市役所地階)・各行政サービスセンターへ(開庁時間内)
  - 出張受付** 8月1日(水)つくし野行政サービスセンター、2日(木)湖北台行政サービスセンター、3日(金)布佐行政サービスセンター、いずれも午前9時～11時30分、午後1時～4時
- ※出張受付日以外でも、年間を通して市民安全課および各行政サービスセンターで受付をしています。
- ☎ 市民安全課・内線486

### 万が一に備えていますか？ 自転車保険

自転車は、自動車のような自賠責保険の強制加入のしくみがありません。しかし事故を起こしたときは、自動車と同じく刑事責任・民事責任を問われます。重大事故になると、多額の損害賠償責任を自己負担することになります。万が一に備え、保険に加入しておきましょう。

**加入方法**  
①すでに加入している自動車保険や損害保険などに特約で加入できるものもあります。各保険会社にご相談ください。②TSマーク…TSマークは、自転車安全整備店での点検・整備で安全であることが確認された普通自転車に貼付されます。このマークには、傷害保険と賠償責任保険の2つがセットになった1年間の付帯保険がついているので、もしものときに安心です。お近くの自転車安全整備店など詳しくは、日本交通管理技術協会のホームページ(<http://www.tmt.or.jp/>)をご覧ください。

#### TSマークの種類と付帯保険の補償内容一覧

種別	第一種TSマーク (青マーク)	第二種TSマーク (赤マーク)
傷害保険	・入院15日以上(一律)1万円 ・死亡・重度後遺障害(1～4級)(一律)30万円	・入院15日以上(一律)10万円 ・死亡・重度後遺障害(1～4級)(一律)100万円
賠償責任保険	・死亡・重度後遺障害(1～7級)(限度額)1000万円	・死亡・重度後遺障害(1～7級)(限度額)2000万円

☎ 市民安全課・内線486

## 児童扶養手当

### 現況届を忘れずに!!

「児童扶養手当」の認定を受けている方は、毎年8月に現況届を提出することになっていきます。

対象の方には案内を送付しましたので、期限内に必ず提出してください。届出がないと、8月分以降の手当を受給することができなくなります。また、2年間届出がないと手当を受ける権利がなくなりますのでご注意ください。

※本年度は案内に現況届出用紙を同封していません。子ども支援課窓口にてご記入をお願いします。

**受付期間** 8月1日(水)～5日(日)

31日(金)(土・日曜日を除く)午前8時30分～午後5時  
**場所** 子ども支援課(西別館2階)※各行政サービスセンター、郵送での受付はできません。

**提出するもの** ①児童扶養手当証書(23年度) ②印鑑 ③平成24年度所得証明書(平成24年1月2日以降に我孫子市に転入された方のみ) ④健康保険証(親子全員分)

※所得の申告が無い場合、受付できませんので必ず申告してください。

☎ 子ども支援課・内線852

## 所得状況届(現況届)の提出を

特別児童扶養・障害児福祉・特別障害者・経過福祉の各手当

各手当の受給資格がある方に、所得状況届(現況届)の届出書を郵送します。必要書類を添えて期限内に提出してください。届出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**提出方法** 持参・郵送。①所得状況届 ②特別児童扶養手当証書 ③印鑑 ④その他必要書類を提出。※特別児童扶養手当「所得状況届は、郵送不可です。」

**提出期間** 8月10日(金)～9月10日(月)(土・日曜日を除く)午前8時30分～午後5時

各手当とも、身体障害者手帳や療育手帳を持っていない場合、精神の障害や内臓機能障害が同程度と認められます。詳しくはお問い合わせください。

※各手当とも所得制限があります。

**受給できる方と障害の程度の目安**

◎特別児童扶養手当  
受給できる方 身体・知的または精神に中～重度の障害を有する20歳未満の児童  
または父母にかわって養育している方

◎特別障害者手当  
受給できる方 身体・知的または精神に中～重度の障害を有する20歳以上の方

◎障害児福祉手当  
受給できる方 身体・知的または精神に重度の障害があり常時介護を必要とする20歳未満の方

◎療育手帳AからBの1程度  
受給できる方 身体・知的または精神に重度の障害があり常時介護を必要とする20歳未満の方

◎障害児福祉手当  
受給できる方 身体・知的または精神に重度の障害があり常時介護を必要とする20歳未満の方

◎特別障害者手当  
受給できる方 身体・知的または精神に著しく重度の障害があり常時特別の介護を要する20歳以上の方

◎特別児童扶養手当  
受給できる方 身体・知的または精神に中～重度の障害を有する20歳未満の児童  
または父母にかわって養育している方

**提出先** ☎ 270-1119  
2市役所障害福祉支援課(住所省略可)・内線389

## 8月

※予は予約制です。

市民相談	内容
弁護士法律相談	2日(木)、14日(火)、16日(木)、23日(木)、28日(火) 9時30分～15時30分 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎ 7185-1714 (予約は1日(火)8時30分～)
人権相談(優先)	23日(木)10時～15時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線476
税務相談	17日(金)10時～15時 収税課 ☎ 7185-1349 (予約は13日(月)8時30分～)
行政相談	22日(火)10時～正午 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎ 7185-1714
行政書士相談	15日(火)13時～16時 市民相談室(本庁舎2階)〈相続・遺言・成年後見など〉 行政書士会・木川 ☎ 7183-2132
司法書士法律相談	17日(金)10時～15時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉司法書士会柏支部 ☎ 7166-2015 (平日13時～16時)
消費生活相談	月～金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く) 10時～17時30分 消費生活センター ☎ 7185-0999
生活相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館2階 社会福祉課・内線393
高齢者なんでも相談	3日(金)10時～11時15分 つつじ荘 ☎ 7188-0123 10日(金)10時～11時15分 西部福祉センター ☎ 7185-5818
健康相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 保健センター 健康づくり支援課 ☎ 7185-1126

市民相談	内容	
交通事故相談	13日(月)10時～15時 市民安全課・内線486	
子ども総合相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館1階 子ども相談課 ☎ 7185-1821	
結婚相談(優先)	5日(日)、19日(日)9時～14時 社会福祉協議会 ☎ 7184-1539	
母子・婦人相談(ひとり親)	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館2階 子ども支援課・内線849	
DV相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 社会福祉課・内線394	
心の相談	27日(月)午後 西別館 障害福祉支援課・内線421	
もの忘れ相談	14日(火)13時30分～16時30分 西別館相談室 高齢者支援課 ☎ 7185-1112	
地域職業相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時(12時～13時は求人閲覧のみ) サンビーンズビル6階(我孫子駅南口) 我孫子市地域職業相談室 ☎ 7165-2786	
県民相談	内容	
介護とこころの相談	水曜日10時～16時、火曜日・土曜日13時～16時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎ 7165-2886	
住宅改修相談	木・金曜日10時～16時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎ 7165-2886	
福祉用具相談	土曜日10時～16時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎ 7165-2886	
児童相談	来所	月～金曜日9時～17時 柏児童相談所 ☎ 7131-7175
	電話	月～金曜日9時30分～16時 柏児童相談所 ☎ 7134-4152